

社会保険労務士事務所リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

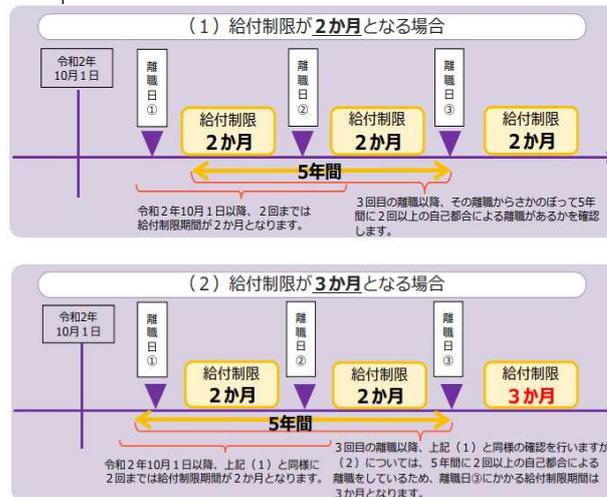
## ■失業保険給付における法改正について■

失業保険(失業手当)とは、職を失った人が生活に困ることなく再就職するために転職活動を行えるよう国が失業者に対して行う経済的支援制度のことです。ただし、職を失った人全てが受け取れるわけではありません。失業保険を受け取ることができる条件として「就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない」という、ハローワークが定める“失業の状態”であることが前提となります。また、“失業の状態”にある全ての人が給付の対象になるわけではなく、離職前の勤務先で雇用保険に入っており、一定の条件を満たした人が対象となります。今回は、この一定の条件に改正があったのでご説明したいと思います。

### 失業保険の受給資格の改正

一般的な退職者のほとんどが自己都合による退職に該当します。今までは離職の日以前2年間に勤務先で雇用保険の被保険者期間(※)が通算して12か月以上あることが必須要件でしたが、今回の改正により、アルバイトや時間給の人で賃金支払い日数が足りなかった場合でも時間数の要件をクリアすれば受給要件が満たされる場合があります。令和2年8月1日より※被保険者期間は、雇用保険の被保険者であった期間のうち、賃金支払基礎日数が11日以上ある月を1か月として算出。

参照:「失業等給付における」(厚生労働省)  
HP <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000642296.pdf>



Copyright© 2020 Legal Networks

#### 改正前

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月を1か月と計算。

しかし、週の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、雇用見込み期間が31日以上であるという雇用保険被保険者となる要件を満たしながらも、賃金支払の基礎となった日数が11日に満たないことにより、被保険者期間に算入されない期間があるため、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定するよう見直しをします。

#### 改正後

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月、または、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月を1か月として計算。

### 「給付制限期間」が2か月に短縮

給付制限期間とは、自ら失業の状態を発生させるなど一定の事由に該当した場合に支給が制限される期間のことです。今回の改正でこの給付制限期間が3か月要していたのに対し、5年間のうち、2回までは給付制限期間が2か月に短縮されました。この制度は令和2年度10月1日より適用となります。この改正は生活を送りながら就職活動をする受給者への経済的負担が軽減されることが目的とされています。しかし2020年9月末までの離職は従来通り、3か月の給付期間が適用となりますのでご注意ください。

参照:「給付制限期間の2か月短縮に関して」(厚生労働省 HP)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000655465.pdf>

### 11月の労務スケジュール

- ~11/30 10月分社会保険料納付
- ~11/10 10月分源泉徴収税額・住民税額の納付
- 給与 年末調整書類の配布・回収

### トピックス

#### ◆~失業保険給付における法改正~

・失業保険の受給資格の改正

・給付制限期間が2か月に短縮

#### ◆今月の労務スケジュール



社会保険労務士事務所  
リーガルネットワークス

〒160-0022  
東京都新宿区新宿1-34-13第一貝塚ビル302号

TEL:03-6709-8919

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>

